

【 処置 】

１８１ 乳癌手術後の創部体液貯留に対する乳腺穿刺の算定について

《令和６年５月３１日》

○ 取扱い

乳癌手術後の創部体液貯留に対する J 014 乳腺穿刺の算定は、原則として認められない。

○ 取扱いを作成した根拠等

J 014 乳腺穿刺については、乳腺炎、乳腺のう胞、乳腺腫瘍、乳腺膿瘍など乳腺組織内の病巣に対し穿刺吸引を行った際に算定するものであり、乳癌手術後の創部体液貯留は皮下組織など、乳腺組織外の病巣と考える。

以上のことから、乳癌手術後の創部体液貯留に対する J 014 乳腺穿刺の算定は、原則として認められないと判断した。